※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成２６年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成２７年２月

新 宿 区 監 査 委 員

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により、平成２６年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、同法第１９９条の２の規定により、山岸美佐子監査委員は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会の監査について関与していない。

平成２７年２月１８日

新宿区監査委員	山　岸	美佐子
同	猿　橋	敏　雄
同	岩　田	一　喜
同	赤　羽	つや子

目　　次

Ⅰ　監査の概要

第１　監査の種類・・１
第２　監査実施団体等・・・１
第３　監査の期間・・１
第４　監査の対象範囲・・・１
第５　監査の方法・・２
第６　監査の着眼点・・２
別表１　監査実施団体及び所管部局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
別表２　実地監査日程・・５

Ⅱ　監査の結果

第１　総括意見・・７
第２　団体別監査結果・・８
１　新宿消防団・・８
２　一般社団法人新宿ＮＰＯネットワーク協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
３　四谷地域センター運営委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
４　榎町地域センター管理運営委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
５　公益財団法人新宿未来創造財団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
６　東京ビジネスサービス株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
７　社会福祉法人新宿区社会福祉事業団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
８　社会福祉法人新宿区社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
９　公益社団法人新宿区シルバー人材センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
10　社会福祉法人結の会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
11　社会福祉法人東京ムツミ会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
12　株式会社ニチイ学館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
13　社会福祉法人奉優会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
14　社会福祉法人マザアス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
15　社会福祉法人杉の子会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
16　株式会社フューチャーフロンティアーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
17　中央公園パークアップ共同体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
18　株式会社図書館流通センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

Ⅰ　監査の概要

Ⅰ　監査の概要

第１　監査の種類

財政援助団体等の監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 7 項の規定に基づき、新宿区（以下「区」という。）が財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業がその目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補てん、利子補給その他の財政援助（以下「補助金等」という。）を行っている団体。以下同じ。）

② 出資団体（資本金、基本金その他これに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している団体。以下同じ。）

③ 公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）である。

また、財政援助団体等監査とあわせて、法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

第２　監査実施団体等

今回監査を実施した団体は、平成 25 年度における補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者のうち、別表 1 に掲げる 18 団体である。なお、各団体の所管部局は、別表 1 のとおりである。

第３　監査の期間

平成 26 年 9 月 16 日（火）から平成 27 年 2 月 5 日（木）まで

第４　監査の対象範囲

平成 25 年度における事業の補助金等、団体への出資金及び公の施設の管理に係るものを対象とした。

第５　監査の方法

１　補助金等交付団体及び出資団体については、団体の概要、定款、平成 25 年度決算書､平成 25 年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表 2）により、補助金等の執行状況について、団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

所管部局については、事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金交付要綱をもとに、団体等の関係書類との突合を行った。また、あわせて所管部局から説明を聴取した。

２　指定管理者については、団体の概要、定款、基本協定書、平成 25 年度協定書、平成 25 年度決算書、平成 25 年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表 2）により、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、あわせて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

所管部局については、事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類をもとに、指定管理者の関係書類との突合を行った。また、あわせて所管部局から説明を聴取した。

第６　監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

１　補助金等交付団体

⑴　団体

ア　財政援助に係る事業は計画及び交付条件に沿って適正かつ効果的に行われているか。

イ　財政援助に係る収支の事務処理は適正に行われているか。

⑵　所管部局

ア　財政援助に係る事業の効果及び履行の確認は適切に行われているか。

イ　補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

２　出資団体

⑴　団体

ア　事業等は出資の目的に沿って適正に運営されているか。

イ　事務処理及び財産管理は適正に行われているか。

ウ　経営は健全な状態か、また、責任者が状況を把握しているか。

⑵　所管部局

ア　出資団体の財政状態が十分に把握され、適切な指導監督が行われているか。

3　指定管理者

⑴　団体

ア　施設の管理は協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。

イ　管理業務に係る事務処理は適正に行われているか。

⑵　所管部局

ア　指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。

イ　指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

（別表１）監査実施団体及び所管部局

No.	団　体　名	団体の性格				所　管　課
		補助	出資	信託	指定	
1	新宿消防団	○				区長室危機管理課
2	一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会				○	地域文化部地域調整課
3	四谷地域センター運営委員会				○	地域文化部四谷特別出張所
4	榎町地域センター管理運営委員会				○	地域文化部榎町特別出張所
5	公益財団法人新宿未来創造財団	○	○		○	地域文化部生涯学習コミュニティ課 地域文化部文化観光課
6	東京ビジネスサービス株式会社				○	地域文化部生涯学習コミュニティ課
7	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	○	○		○	福祉部地域福祉課 福祉部介護保険課 福祉部生活福祉課 子ども家庭部子育て支援課
8	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	○				福祉部地域福祉課
9	公益社団法人新宿区シルバー人材センター	○				福祉部地域福祉課
10	社会福祉法人結の会	○				福祉部障害者福祉課
11	社会福祉法人東京ムツミ会	○				福祉部障害者福祉課
12	株式会社ニチイ学館	○			○	福祉部高齢者福祉課 子ども家庭部保育園子ども園課 子ども家庭部子ども総合センター
13	社会福祉法人奉優会				○	福祉部高齢者福祉課
14	社会福祉法人マザアス	○				福祉部介護保険課
15	社会福祉法人杉の子会	○				子ども家庭部保育園子ども園課 子ども家庭部子ども総合センター
16	株式会社フューチャーフロンティアーズ	○				子ども家庭部保育園子ども園課 子ども家庭部子ども総合センター
17	新宿中央公園パークアップ共同体				○	みどり土木部みどり公園課
18	株式会社図書館流通センター				○	教育委員会中央図書館

（別表２）実地監査日程

実施年月日の＊印は監査委員による実地監査

実 施 年 月 日	団　体　名
平成 26年　10月　10日（金） 11月　 4日（火）＊	榎町地域センター管理運営委員会
10月　10日（金） 11月　 6日（木）＊	四谷地域センター運営委員会
10月　15日（水） 11月　 4日（火）＊	公益社団法人新宿区シルバー人材センター
10月　20日（月） 11月　 6日（木）＊	社会福祉法人マザアス
10月　21日（火） 11月　18日（火）＊	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
10月　23日（木） 11月　19日（水）＊	株式会社フューチャーフロンティアーズ
10月　24日（金） 11月　18日（火）＊	株式会社ニチイ学館
10月　27日（月）	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
10月　27日（月） 11月　19日（水）＊	新宿中央公園パークアップ共同体
10月　29日（水）	社会福祉法人結の会
10月　29日（水） 10月　30日（木）＊	東京ビジネスサービス株式会社
10月　30日（木）	社会福祉法人東京ムツミ会
11月　 5日（水） 11月　27日（木）＊	一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会
11月　11日（火） 11月　27日（木）＊	公益財団法人新宿未来創造財団
11月　13日（木）	株式会社図書館流通センター
11月　14日（金）	新宿消防団
11月　14日（金）	社会福祉法人杉の子会
11月　17日（月）	社会福祉法人奉優会

Ⅱ　監査の結果

Ⅱ　監査の結果

第１　総括意見

本年度の監査対象となった団体について、財政援助に係る事業等はその目的に沿っておおむね適正に行われていたと認められる。
所管課の団体に対する指導監督及び関連事務についても、おおむね適切であったと認められる。

しかしながら、今回の監査では、経理事務及び事業報告書について、それぞれ問題点が見られたので、以下のとおり意見を述べる。

まず、経理事務については、経理簿等に未記帳、誤記、重複記載などの誤りがあるもの、領収書等の保管が適切に行われていなかったもの、科目仕訳の方法や修正仕訳の取り扱いが不適切なもの、などが散見された。
これらには、単純なミスというだけでなく、場合によっては事故につながりかねない要素も含まれている。

補助金等交付団体、出資団体、公の施設の管理を行う団体いずれの財政援助団体においても、経理事務が適正に行われることは基本である。
各団体においては、諸規程の整備やチェック体制の強化等により、適切な経理事務に努められたい。

次に、事業報告書については、これまでもその重要性に触れてきているが、今回の監査においても、補助事業、公の施設の管理ともに、一部に誤りがある事業報告書が散見された。また、事業計画との照合が困難な事業報告書も見受けられた。

また、公の施設の管理の事業報告書では、収支に関する内容について所管課の認識が不足していると思われる事例もあった。所管課にあっては、指定管理者制度における会計事務に関する理解を深め、適切な指導に努められたい。

各団体と所管課にあっては、事業の実施において、事前に十分な調整や協議を行うとともに、所管課が、団体から報告書の提出を受けた際は、適正な報告がされているかを確認し、指導するよう努められたい。

第２　団体別監査結果

新宿消防団

《補助金等交付団体》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

消防団は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づき、地域において国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するために市町村が設置するものであるが、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、東京都が設置している。新宿消防団（以下「団体」という。）は、特別区の消防団の設置等に関する条例（昭和 38 年東京都条例第 53 号）に基づき新宿消防署管轄区域と同じとされ、その定員は 300 名である。

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、団体に対し、平成 25 年度に 1,942,500 円を補助金として支出している。

⑵　補助金に関する概要

ア　補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
消防団事業に対する補助金	1,942,500 円	消防団の各種防災事業を支援し、区の地域防災力の維持・向上を図る。

イ　根拠法令等

消防団事業に対する補助金交付要綱（平成 20 年 6 月 1 日 20 新区危危第 268 号）

ウ　主な事業実績

災害活動（火災 38 件・水防 2 件）

教育訓練（各種訓練・消防団操法大会）

防火防災力の向上（町会・自治会・学校への訓練指導等）

第２　監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

一般社団法人新宿ＮＰＯネットワーク協議会

《指定管理者》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

一般社団法人新宿ＮＰＯネットワーク協議会（以下「法人」という。）は、平成 24 年 8 月に設立された。

法人は、新宿区内で活動するＮＰＯ団体間の情報共有、連携・協力のための基盤を整備し、ＮＰＯ活動の充実と安定、発展を図るとともに、公共・公益団体等との協働事業を推進することで、より豊かで住みよい新宿の実現を図ることを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　ＮＰＯ団体間の情報交換や交流を促進する基盤の整備に係わる事業

イ　ＮＰＯの運営や活動を円滑に進めていくための人材育成と研修事業

ウ　ＮＰＯ活動を目指す地域住民・団体等への助言・情報発信・交流の場の形成事業

エ　公共・公益団体等との協働による地域社会の発展を目指す事業

オ　当法人の目的を達成するために必要なその他の事業

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、法人に対し、平成 25 年度に 51,479,000 円を指定管理料として支出している。

⑵　指定管理に関する概要

ア　施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立新宿ＮＰＯ協働推進センター	51,479,000 円	1,246,400 円	46,099,616 円	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日

イ　根拠法令等

新宿区立新宿ＮＰＯ協働推進センター条例（平成 24 年新宿区条例第 38 号）

ウ　主な管理業務の内容

（ア）社会貢献活動に関する情報の収集及び発信並びに普及啓発に関する業務

（イ）社会貢献活動を行う団体等のネットワークづくりその他当該団体等の活動の推進に関する業務

（ウ）新宿ＮＰＯ協働推進センターの利用に関する業務
（エ）新宿ＮＰＯ協働推進センターの団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
（オ）利用料金の納入、利用料金の減免及び利用料金の返還に関する業務
（カ）新宿ＮＰＯ協働推進センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
（キ）その他新宿ＮＰＯ協働推進センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

エ　主な事業実績

・施設利用者数　40,033 人
・利用団体数　　登録団体：112 団体　一般利用団体：65 団体
・相談窓口業務　相談者数：555 人（内訳　訪問：194 人　電話：361 人）
・講座事業業務　講座回数：40 回　参加者数：計 276 人

第２　監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

四谷地域センター運営委員会

《指定管理者》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

四谷地域センター運営委員会（以下「団体」という。）は、平成７年６月に設立された任意団体である。

団体は、住民の主体性に基づき、地域住民相互の交流と活動を通じて、生活に根ざした文化の向上をはかり、住んで楽しいまちづくりを進めることを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　四谷地域センターの管理・運営

イ　コミュニティ形成に必要な事業

ウ　その他四谷地域センター運営委員会の目的達成に必要な事業

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、団体に対し、平成25年度に17,847,788円を指定管理料として支出している。

⑵　指定管理に関する概要

ア　施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立四谷地域センター	17,847,788円	－	19,045,104円	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日

なお、施設の貸出し等については、利用料金制度は導入せず、区の収入となる使用料としている。

イ　根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ　主な管理業務の内容

（ア）地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）地域センター内の清潔の保持、整とんその他環境の整備に関する業務

（ウ）地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）地域センターの団体登録、利用の承認、利用の変更及び取消し、利用の不承認並びに利用の承認の取消し等に関する業務

（オ）その他地域センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

エ　主な事業実績

登録団体数　392 団体（平成 26 年 3 月 31 日現在）

施設全体の利用状況　利用件数　11,676 件

利用人数 121,455 人

利用率　　73.1％

地域センターまつり

四谷文化祭　　参加者数　約 1,500 人

四谷ふれあい祭　参加者数　約 3,100 人

広報誌（四谷）　発行回数　年 3 回　各回 5,000 部発行

その他コミュニティ事業

四谷音楽祭　　1 回　参加者数　約 1,000 人

サロンコンサート　4 回　参加者数　計　308 人

第２　監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

榎町地域センター管理運営委員会

《指定管理者》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

榎町地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成 13 年 6 月に設立された任意団体である。

団体は、主体的な住民相互のふれあいによって、活動し、交流しあい、豊かで明るいまちづくりを進めていくことを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　榎町地域センターの管理運営

イ　コミュニティの形成に必要な事業

ウ　その他委員会の目的達成に必要な事業

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、団体に対し、平成 25 年度に 17,819,770 円を指定管理料として支出している。

⑵　指定管理に関する概要

ア　施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立榎町地域センター	17,819,770 円	－	18,921,670 円	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日

なお、施設の貸出し等については、利用料金制度は導入せず、区の収入となる使用料としている。

イ　根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成 17 年新宿区条例第 35 号）

ウ　主な管理業務の内容

（ア）地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）地域センター内の清潔の保持、整とんその他環境の整備に関する業務

（ウ）地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）地域センターの団体登録、利用の承認、利用の変更及び取消し、利用の不承認並びに利用の承認の取消し等に関する業務

（オ）その他地域センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

エ　主な事業実績

登録団体数　234 団体（平成 26 年 3 月 31 日現在）

施設全体の利用状況　　利用件数　10,645 件

利用人数　98,941 人

利用率　　60％

地域センターまつり　　1 回　参加者数 766 人

広報誌（地域だより「えのき」）　発行回数 年 4 回各回 12,000 部発行

その他主なコミュニティ事業の実施

ワンコイン寄席　　1 回　参加者数 120 人

新春えのき寄席　　1 回　参加者数 120 人

納涼カラオケ大会　　1 回　参加者数　72 人

第２　監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

公益財団法人新宿未来創造財団

《補助金等交付団体・出資団体・指定管理者》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「法人」という。）は、平成 22 年 4 月 1 日に公益認定を受けた公益財団法人である。

法人の目的は、新宿区民をはじめ都民に対して、歴史、文化、芸術、スポーツなどの生涯学習の機会を提供し、区民等の自発的な参画と相互交流を深めることとしている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　地域の歴史の記録保存及び普及啓発

イ　文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成

ウ　スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成

エ　次代を担う児童や青少年の育成

オ　新宿区から受託する施設の管理運営に関する事業

２　区との関係及びその概要

（１）区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として 5 億円を出えんしている。

また、区は、法人に対し、平成 25 年度に 444,276,108 円を補助金として、総額 726,849,000 円を指定管理料として支出している。

（２）補助金に関する概要

ア　補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
公益財団法人新宿未来創造財団補助金	444,276,108 円	公益財団法人新宿未来創造財団に対して助成を行うことにより、新宿区の健全な発展及び住民の福祉向上に寄与することを目的とする。

イ　根拠法令

新宿区一般財団法人に対する助成等に関する条例（昭和 62 年新宿区条例第 16 号）

ウ　主な事業実績

（ア）　地域の歴史の記録保存及び普及啓発

展示会の開催　　来場者数：18,083 人

（イ）　文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成

舞台芸術鑑賞機会の提供　　来場者数：19,503 人

（ウ）　スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成

区民健康マラソン・新宿シティハーフマラソン　参加者数：21,361 人

（エ）　地域の魅力の内外への発信

観光情報の発信　　新宿観光ガイドマップ配布：381,400 部

（オ）　地域社会の健全な発展の促進

新宿青年教室　　参加延べ人数：1,195 人

（３）指定管理に関する概要

ア　施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
①新宿区立新宿歴史博物館	87,783,000 円	3,521,000 円	86,067,721 円	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
②新宿区立林芙美子記念館	14,588,000 円	1,104,370 円	15,022,608 円	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
③新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館	8,248,000 円	－	7,129,424 円	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
④新宿区立中村彝アトリエ記念館	10,275,000 円	－	8,769,871 円	平成 25 年 3 月 17 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
⑤新宿区立新宿文化センター	156,303,000 円	190,083,891 円	361,590,213 円	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
⑥新宿区立新宿コズミックスポーツセンター	260,122,000 円	84,078,535 円	346,100,252 円	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
⑦新宿区立大久保スポーツプラザ	21,385,000 円	19,107,655 円	35,631,765 円	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日

⑧新宿区立公園内運動施設＊	31,459,000 円	30,959,970 円	50,278,055 円	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
⑨新宿区立生涯学習館＊＊	136,686,000 円	19,405,650 円	143,687,031 円	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
合計金額	726,849,000 円	348,261,071 円	1,054,276,940 円	

＊⑧施設名（西戸山公園野球場、落合中央公園野球場、西落合公園少年野球場、甘泉園公園庭球場、西落合公園庭球場、落合中央公園庭球場、妙正寺川公園運動広場）

＊＊⑨施設名（三栄町生涯学習館、赤城生涯学習館、戸山生涯学習館、北新宿生涯学習館、住吉町生涯学習館、西戸山生涯学習館）

なお、三栄町生涯学習館は、平成 26 年 1 月 31 日で閉館。赤城生涯学習館は平成 25 年 8 月 1 日から 26 年 3 月 31 日まで耐震工事のため休館。

イ　根拠法令等

①新宿区立新宿歴史博物館条例（昭和 63 年新宿区条例第 12 号）

②新宿区立林芙美子記念館条例（平成 3 年新宿区条例第 23 号）

③新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館条例（平成 21 年新宿区条例第 56 号）

④新宿区立中村彝アトリエ記念館条例（平成 24 年新宿区条例第 43 号）

⑤新宿区立新宿文化センター条例（昭和 53 年新宿区条例第 18 号）

⑥新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例（平成 17 年新宿区条例第 48 号）

⑦新宿区立大久保スポーツプラザ条例（平成 9 年新宿区条例第 15 号）

⑧新宿区立公園における運動施設の管理及び運営に関する条例(昭和 52 年新宿区条例第 19 号)

⑨新宿区立生涯学習館条例（平成 19 年新宿区条例第 65 号）

ウ　主な管理業務の内容

①新宿区立新宿歴史博物館

（ア）新宿及び新宿に関連する地域の歴史及び文化(以下「新宿の歴史等」という。)に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。

（イ）新宿の歴史等に関する講演会、講座等の開催及び広報、出版等の普及活動に関すること。

（ウ）新宿の歴史等に関する調査及び研究に関すること。

（エ）博物館の利用に関すること。

（オ）その他博物館に関し、新宿区教育委員会が必要と認める事業

②新宿区立林芙美子記念館
（ア）林芙美子に関する資料の保管、展示に関すること。
（イ）その他記念館に関し、新宿区教育委員会が必要と認める事業
③新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館
（ア）アトリエの公開に関すること。
（イ）佐伯祐三に関する資料の展示その他の佐伯祐三に関する情報の発信に関すること。
（ウ）その他区長が必要と認める事業
④新宿区立中村彝アトリエ記念館
（ア）アトリエの公開に関すること。
（イ）中村彝に関する資料の展示その他の中村彝に関する情報の発信に関すること。
（ウ）その他区長が必要と認める事業
⑤新宿区立新宿文化センター
（ア）文化センターの利用に関すること。
（イ）文化芸術の振興に関すること。
（ウ）区民に対する文化の普及及び支援に関すること。
（エ）その他区長が必要と認める事業
⑥新宿区立新宿コズミックスポーツセンター
（ア）コズミックスポーツセンターの利用に関すること。
（イ）生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること。
（ウ）コズミックスポーツセンターを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
（エ）生涯学習・スポーツに関する活動の普及及び推進に関すること。
（オ）その他生涯学習・スポーツの振興に関し、区長が必要と認める事業
⑦新宿区立大久保スポーツプラザ
（ア）スポーツプラザの利用に関すること。
（イ）生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること。
（ウ）スポーツプラザを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
（エ）生涯学習・スポーツに関する活動の普及及び推進に関すること。
（オ）その他生涯学習・スポーツの振興に関し、区長が必要と認める事業
⑧新宿区立公園内運動施設
（ア）運動施設の利用に関すること。
（イ）スポーツ活動及びレクリエーション活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること。
（ウ）運動施設を利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
（エ）スポーツ活動及びレクリエーション活動の普及及び推進に関すること。

（オ）その他スポーツ活動及びレクリエーション活動の振興に関し、区長が必要と認める事業

⑨新宿区立生涯学習館

（ア）生涯学習館の利用に関すること。

（イ）生涯学習に関する活動を行う団体間の連携の促進に関すること。

（ウ）生涯学習活動の支援に関すること。

（エ）その他生涯学習の振興に関し、区長が必要と認める事業

エ　主な事業実績

①新宿区立新宿歴史博物館　入館者数：57,082 人

②新宿区立林芙美子記念館　入館者数：10,119 人

③新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館　入館者数：5,747 人

④新宿区立中村彝アトリエ記念館　入館者数：7,504 人

⑤新宿区立新宿文化センター　利用者数：440,687 人

（うち大ホール利用者数：267,961 人）

⑥新宿区立新宿コズミックスポーツセンター　利用者数：576,163 人

⑦新宿区立大久保スポーツプラザ　利用者数：78,466 人

⑧新宿区立公園内運動施設　利用者数：164,562 人

⑨新宿区立生涯学習館　　利用者数：266,804 人

第２　監査の結果

補助金及び出資に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

公の施設の管理については、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

東京ビジネスサービス株式会社

《指定管理者》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

東京ビジネスサービス株式会社（以下「法人」という。）は、昭和 37 年 7 月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　建物（劇場、競技場、病院、その他来客の集来を目的とする場屋を含む）の総合管理の請負

イ　建築物の環境衛生の総合管理

ウ　一般清掃業務の請負

エ　料理飲食店の営業

オ　旅行業法に基づく旅行業

カ　旅館業法に基づく旅館業務の受託

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、法人に対し、平成 25 年度に 100,782,790 円を指定管理料(地震速報回線使用料を含む)として支出している。

⑵　指定管理に関する概要

ア　施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立中強羅区民保養所	100,782,790 円	155,956,304 円	283,860,580 円	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日

イ　根拠法令等

新宿区立中強羅区民保養所条例（平成 6 年新宿区条例第 23 号）

ウ　主な管理業務の内容

（ア）保養所の宿泊施設及び設備の維持管理に関する業務

（イ）保養所における宿泊及び飲食のサービスの提供に関する業務

（ウ）保養所の利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務

（エ）利用料金の納入、減免及び返還に関する業務

（オ）その他保養所の管理に関し、区長が必要と認める業務

エ　施設の利用実績等

（ア）施設の利用状況

		平成 25 年度
宿泊利用	区民	13,824 人
	区民外	9,710 人
	関係者	33 人
優待割引利用		127 人
休憩利用		539 人
団体利用		596 人(20 件)

※優待割引利用の人数は、宿泊利用の人数の内数

（イ）主な企画事業

寄席、懐古布教室、紙手紙教室、屋上を利用した夏祭り、子どもアートギャラリー等

第２　監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団

《補助金等交付団体・出資団体・指定管理者》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団（以下「法人」という。）は、平成 6 年 3 月に設立された。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　第一種社会福祉事業　特別養護老人ホーム設置経営及び母子生活支援施設の受託経営

イ　第二種社会福祉事業　老人短期入所事業、老人デイサービスセンターの設置経営及び受託経営

２　区との関係及びその概要

（１）区との関係

区は、社会福祉法人認可に伴い基本財産として 500 万円を出えんしている。また、区は、法人に対し、平成 25 年度に 26,448,361 円を補助金として、45,317,419 円を指定管理料として支出している。

（２）補助金に関する概要

ア　補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
①社会福祉法人新宿区社会福祉事業団補助金	3,828,740 円	法人の円滑な経営を図るため。
②新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金	5,419,621 円	老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの経営に係る支援を行うことで、その利用者サービスの維持向上を図る。

③新宿区医療介護支援補助金	17,200,000円	区内に存する特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、医療処置を必要とする区民の受入れに要する費用を一部を補助することにより、医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図る。
合計金額	26,448,361円	

イ　根拠法令等

①社会福祉法人新宿区社会福祉事業団補助金交付要綱（平成25年3月22日24新福地福計第3753号〔上記①〕

②新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金要綱（平成25年7月23日25新福地福計第1056号）〔上記②〕

③新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成19年3月30日18新健高サ第3895号）〔上記③〕

ウ　主な事業実績

（ア）北新宿特別養護老人ホーム

介護職員及び看護職員総数（常勤換算後）　45.6人

うち介護職　39.0人

看護職　6.6人

入居者数　78人（平成26年3月31日現在）

医療処置受入者数　延べ17人

（３）指定管理に関する概要

ア　施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
①百人町高齢者在宅サービスセンター（※）	0円	－	－	平成22年4月1日 ～ 平成27年3月31日

②かしわビレッジ合計	45,317,419 円	－	43,957,605 円	平成 22 年 4 月 1 日
（母子生活支援施設）	44,318,919 円	－		～
（緊急一時保護事業）	998,500 円			平成 27 年 3 月 31 日
合計金額	45,317,419 円	－	43,957,605 円	

※①に係る経費は、介護報酬及び利用者負担金収入並びに食費等の実費徴収の利用料等で賄うものと協定されており、区は指定管理料の支出は行っていない。このため、以下は「かしわヴィレッジ」について記載する。

イ　根拠法令等

新宿区立母子生活支援施設条例（平成 6 年新宿区条例第 25 号）

ウ　主な指定管理業務の内容

・児童福祉法に基づく母子生活支援施設における生活指導及び保健衛生に関する業務並びに条例で規定される母子生活支援施設における保護の実施を受けた者、緊急一時保護事業を利用する者等の処遇に関すること

・施設内の清潔の保持、整とんその他環境の整備に関すること

・施設及び設備の維持管理

・その他母子生活支援施設の管理に関し、区長が必要と認める業務

エ　主な事業実績

・母子生活支援施設　定員 10 世帯（他に緊急一時保護世帯用 2 世帯）

・在所世帯　10 世帯（平成 26 年 3 月 31 日現在）

・緊急一時保護世帯　24 世帯　延べ 381 世帯

第２　監査の結果

補助金、出資に係る事業及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会

《補助金等交付団体》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和 37 年 6 月に設置された。

法人は、区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ　社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

ウ　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ　社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、法人に対し、平成 25 年度に 235,130,291 円を補助金として支出している。

⑵　補助金に関する概要

ア　補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区社会福祉協議会運営助成	235,130,291 円	新宿区社会福祉協議会運営助成のため

イ　根拠法令

新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例（昭和 61 年新宿区条例第 16 号）

ウ　主な事業実績

（ア）社会福祉法人新宿区社会福祉協議会

会員数　2,732 人（H26.3. 31 現在）

①地域活動支援事業

・ふれあい福祉相談事業（なんでも総合相談等）　172 件

・ボランティアの相談紹介等

活動会員数　2,293 人、活動団体数　189 団体、新規ボランティア希望者 374 人

・ハンディキャブ助成事業

福祉有償運送車両購入助成 1 件、人材育成助成 1 件、社協ハンディキャブ運行事業の利用者に対する迎車料金の助成 812 件

②個別生活支援事業

・成年後見制度利用推進事業

成年後見・権利擁護相談窓口設置　相談者数 2,582 人

・緊急援護事業（住所不定者等や要保護女性に対する緊急援護）

支給・貸付　　2,916 件　4,477,162 円

③法人経営事業（法人管理、広報事業等）

・広報紙「けやき」の発行　発行部数 133,000 部

第２　監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

公益社団法人新宿区シルバー人材センター

《補助金等交付団体》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

公益社団法人新宿区シルバー人材センター（以下「法人」という。）は、昭和 59 年 4 月に設立され、平成 23 年 4 月 1 日に公益社団法人に移行した。

法人は、社会参加の意欲のある健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その知識、経験及び希望に沿った就業機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供

イ　高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施

ウ　社会貢献活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業

エ　上記の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営

オ　その他センターの目的を達成するために必要な事業

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、法人に対し、平成 25 年度に 89,689,777 円を補助金として支出している。

⑵　補助金に関する概要

ア　補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
公益社団法人新宿区シルバー人材センター事業補助金	89,689,777 円	公益社団法人新宿区シルバー人材センターの円滑な事業運営を図るため補助を行う。

イ　根拠法令等

公益社団法人新宿区シルバー人材センター事業補助金交付要綱（平成25年3月29日24新福地福計第3779号）

ウ　主な事業実績

（ア）会員の状況

会員	25年度			24年度		
	入会者	退会者	年度末	入会者	退会者	年度末
男	148	160	1,054	140	127	1,066
女	107	117	726	99	89	736
計	255	277	1,780	239	216	1,802

（イ）知識・技能の習得のための研修の開催

（ウ）就業機会の確保

	25年度	24年度	増減率
年度末会員数	1,780	1,802	△1.2%
就業実人員	1,297	1,303	△0.5%
就業率	72.9	72.3	0.6%

（エ）就業に関する調査研究

（オ）就業相談

（カ）周知・ＰＲ等

（キ）安全就業等

（ク）社会貢献活動

（ケ）会員と区民の相互交流の促進

（コ）センターの運営等への会員参画

第２　監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人結の会

《補助金等交付団体》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

社会福祉法人結の会（以下「法人」という。）は、平成 14 年 9 月に設立された社会福祉法人である。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

その主な事業活動は、障害福祉サービス事業の経営である。

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、法人に対し、平成 25 年度に 18,027,714 円を補助金として支出している。

⑵　補助金に関する概要

ア　補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金	18,027,714 円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人等が新宿区の区域内に設置する指定障害福祉サービス事業所等の運営に要する費用の一部を補助し、サービス利用者の福祉の向上を図る。

イ　根拠法令等

新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 29 日 22 新福障事第 317 号）

ウ　主な事業実績

就労継続支援事業（Ｂ型）

・定員 35 名

登録人数　65 名　（区民 45 名　その他 20 名）
25 年度延べ利用者数 7,128 人

第２　監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人東京ムツミ会

《補助金等交付団体》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

社会福祉法人東京ムツミ会（以下「法人」という。）は、平成 14 年 9 月に設立された。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　障害福祉サービス事業の経営

イ　特定相談支援事業の経営

ウ　地域活動支援センターの経営

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、法人に対し、平成 25 年度に 25,194,743 円を補助金として支出している。

⑵　補助金に関する概要

ア　補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
①新宿区障害者就労支援施設運営費補助金	10,438,664 円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人等が新宿区の区域内に設置する指定障害福祉サービス事業所等の運営に要する費用の一部を補助し、サービス利用者の福祉の向上を図る。

②新宿区地域活動支援センター事業補助金	13,286,079 円	障害者総合支援法に規定する新宿区地域生活支援事業として社会福祉法人等が実施する地域活動支援センターの運営費等に要する経費を補助する。
③新宿区居住サポート事業補助金	1,470,000 円	障害者総合支援法に規定する新宿区地域生活支援事業として社会福祉法人等が実施する居住サポートの運営費等に要する経費を補助する。
合計金額	25,194,743 円	

イ　根拠法令等

①新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 29 日 22 新福障事第 317 号）〔上記①〕

②新宿区地域活動支援センター事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1317 号）〔上記②〕

③新宿区居住サポート事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新健予予第 1318 号）〔上記③〕

ウ　主な事業実績

（ア）就労継続支援事業（Ｂ型）

定員　20 名

登録人数　43 名（区民 35 名　その他 8 名）

25 年度延べ利用者数　5,139 名

（イ）地域活動支援センター事業

①　地域活動支援事業

25 年度延べ利用者数　2,273 名

②　相談支援事業

25 年度延べ相談件数　185 件

（ウ）居住サポート事業

25 年度延べ実施件数　26 件

第２　監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

株式会社ニチイ学館

《補助金等交付団体・指定管理者》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

株式会社ニチイ学館（以下「法人」という。）は、昭和 48 年 8 月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　人材育成のための教育事業
イ　医療機関等における受付、病歴管理、医療費請求事務等の受託事業
ウ　介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
エ　高齢者の身体機能低下を予防するための自立支援事業
オ　有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業
カ　保育所および託児所の経営ならびに経営指導
キ　乳幼児および児童の保育の請負
ク　児童健全育成事業の請負

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、法人に対し、平成 25 年度に 909,000 円を補助金として、46,050,835 円を指定管理料として支出している。

⑵　補助金に関する概要

ア　補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	909,000 円	保育士等の人材確保対策の推進のため、保育従事職員等の処遇改善を図る。

イ　根拠法令

新宿区保育従事職員等処遇改善事業実施要綱（平成 25 年 12 月 2 日 25 新子保運第 1058 号）

ウ　主な事業実績

保育士等処遇改善臨時特例事業実績

賃金改善実施職員：保育士 16 人、保育士以外 3 人

⑶　指定管理に関する概要

ア　施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
①新宿区立東五軒町地域交流館	14,983,459 円	－	15,098,443 円	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
②新宿区立東五軒町児童館	31,067,376 円	－	31,067,376 円	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
合計金額	46,050,835 円	－	46,165,819 円	

イ　根拠法令等

①新宿区立地域交流館条例（平成 20 年新宿区条例第 47 号）〔上記①〕

②新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(平成 22 年新宿区条例第 46 号)〔上記②〕

ウ　主な管理業務の内容

（ア）東五軒町地域交流館

・次に掲げる事業に関する業務

・地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること。

・高齢者を対象として行われる介護予防に資する活動、体力向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。

・その他区長が必要と認める事業

・地域交流館の団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務

・地域交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務

・その他地域交流館の管理に関し、区長が必要と認める業務

（イ）東五軒町児童館

・次に掲げる事業に関する業務

・子供の福祉の増進に関すること。

・子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。

・児童館の施設の利用に関すること。

・その他区長が必要と認める事業

・児童館の利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務

・児童館の施設等の維持管理に関する業務

・その他児童館の管理に関し、区長が必要と認める業務

エ　主な事業実績

（ア）東五軒町地域交流館

利用者数：17,070 人（内訳　団体利用：7,842 人　個人利用：9,228 人）

（イ）東五軒町児童館

利用者数：24,250 人（内訳　小学生：15,463 人　中学生：62 人　高校生等：1 人　幼児：4,839 人　その他：3,885 人）

第２　監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

公の施設の管理については、特に指摘すべき事項は認められなかったが、下記のとおり意見を付す。

【意見】

法人

公の施設の管理については、おおむね適正に行われていたが、事業報告書の収支実績の一部の項目について誤りがあった。

今後、正確な事業報告書の作成を行われたい。

福祉部高齢者福祉課、子ども家庭部子ども総合センター

区と法人との間で、収支実績の各項目に含まれる内容及び数値について、事前協議や事業報告書の確認が十分ではなかった。

事業報告書については、その内容を十分に確認されたい。

社会福祉法人奉優会

《指定管理者》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

社会福祉法人奉優会（以下「法人」という。）は、平成 11 年 11 月に設立された。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　第一種社会福祉事業　特別養護老人ホームの経営
イ　第二種社会福祉事業　老人短期入所事業の経営
ウ　第二種社会福祉事業　老人デイサービスセンターの経営
エ　第二種社会福祉事業　老人居宅介護等事業の経営
オ　第二種社会福祉事業　老人福祉センターの経営

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、法人に対し、平成 25 年度に 23,800,000 円を指定管理料として支出している。

⑵　指定管理に関する概要

ア　施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立西新宿シニア活動館	23,800,000 円	－	23,488,196 円	平成 25 年 6 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日

イ　根拠法令等

新宿区立シニア活動館条例（平成 20 年新宿区条例第 19 号）

ウ　主な管理業務の内容

（ア）シニア世代の者等が行う社会貢献活動その他の地域活動に関する業務
（イ）シニア世代の者等を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関する業務
（ウ）シニア活動館の団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用承認の取消し等に関する業務

（エ）シニア活動館の施設及び設備の維持管理に関する業務
（オ）その他シニア活動館の管理に関し、区長が必要と認める業務
エ　主な事業実績
利用者数：16,337 人（内訳　団体利用：4,805 人　個人利用：11,532 人）

第２　監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人マザアス

《補助金等交付団体》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

社会福祉法人マザアス（以下「法人」という。）は、平成６年10月に設立された社会福祉法人である。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

その主な事業活動は、次のとおりである。

（１）第一種社会福祉事業

ア　特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

ア　老人デイサービスセンターの経営

イ　老人短期入所事業の経営

ウ　老人居宅介護等事業の経営

エ　認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

オ　小規模多機能型居宅介護事業の経営

カ　障害福祉サービス事業の経営

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、法人に対し、平成25年度に11,102,000円を補助金として支出している。

⑵　補助金に関する概要

ア　補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
①新宿区医療介護支援補助金	10,472,000円	区内で特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人に対し、医療処置を必要とする区民の受入れに要する費用の一部を補助することにより、医療処置を必要とする区民が暮らし続けられる環境の整備を図る。

②新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成	630,000円	介護保険事業所に福祉サービス第三者評価の受審費用の一部を助成することにより、サービスの質の確保・向上を促進するとともに利用者の事業者選択の際の判断情報に寄与されることを目的とする。
合計金額	11,102,000円	

イ　根拠法令等

①新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成19年3月30日18新健高サ第3895号）〔上記①〕

②平成25年度新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱（平成25年7月1日25新福介推第532号）〔上記②〕

ウ　主な事業実績

（ア）新宿区医療介護支援補助金

・看護職員及び介護職員総数（常勤換算適用後）　23.5人
　うち看護職　3.4人
　　介護職　20.1人

・医療処置受入者数　延べ9人

（イ）福祉サービス第三者評価受審費用助成金

・対象施設　2所
　グループホームつつじ
　小規模多機能ホームさくら

第2　監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人杉の子会

《補助金等交付団体》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

社会福祉法人杉の子会（以下「法人」という。）は、平成 13 年 3 月に設立された。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的としている。

その事業活動は、次のとおりである。

ア　保育所の経営

イ　放課後児童健全育成事業

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、法人に対し、平成 25 年度に 18,118,600 円を補助金として支出している。

⑵　補助金に関する概要

ア　補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
①新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	2,744,000 円	保育士等の人材確保対策の推進のため、保育従事職員等の処遇改善を図る。
②新宿区民間学童クラブ運営費補助金	15,374,600 円	民間学童クラブの運営を補助し、児童福祉の増進を図る。
合 計 金 額	18,118,600 円	

イ　根拠法令

①新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業実施要綱（平成 25 年 10 月 1 日 25 新子保運第 812 号）〔上記①〕

②新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱（平成 16 年 3 月 30 日 15 新福児第 3006 号）〔上記②〕

ウ　主な事業実績

①保育士等処遇改善臨時特例事業実績

賃金改善実施職員：保育士 32 人、保育士以外 10 人

②民間学童クラブ運営

エイビイシイ風の子クラブ

登録児童数　34 人（平成 26 年 3 月 31 日現在）

第２　監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

株式会社フューチャーフロンティアーズ

《補助金等交付団体》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

株式会社フューチャーフロンティアーズ（以下「法人」という。）は、平成 15 年 4 月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　託児所、保育所の経営及び受託運営

イ　幼児向け学習教室の経営

ウ　乳幼児、児童の保護介添及び教育を目的とする請負、委託並びにそれらの専門家育成のための教育活動

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、法人に対し、平成 25 年度に 11,120,200 円を補助金として支出している。

⑵　補助金に関する概要

ア　補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
①新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	2,109,000 円	保育士等の人材確保対策の推進のため、保育従事職員等の処遇改善を図る。
②新宿区民間学童クラブ運営費補助金	9,011,200 円	民間学童クラブの運営を補助し、児童福祉の増進を図る。
合 計 金 額	11,120,200 円	

イ　根拠法令

①新宿区保育従事職員等処遇改善事業実施要綱（平成 25 年 12 月 2 日 25 新子保運第 1058 号）〔上記①〕

②新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱（平成 16 年 3 月 30 日 15 新福児第 3006 号）〔上記②〕

ウ　主な事業実績

①保育士等処遇改善臨時特例事業

賃金改善実施職員：保育士 26 人

フロンティアキッズ河田町　　12 人

フロンティアキッズ新宿　　11 人

トゥインクルスターズ余丁町　　3 人

②新宿区民間学童クラブ運営

早稲田フロンティアキッズ

登録児童数　　24 人（平成 26 年 3 月 31 日現在）

第２　監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた留意されたい事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

新宿中央公園パークアップ共同体

《指定管理者》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

新宿中央公園パークアップ共同体（以下「団体」という。）は、平成 24 年 7 月に設立された。

団体は、新宿区立新宿中央公園の管理を共同連帯して遂行することを目的としている。代表者は一般財団法人公園財団、構成員は株式会社昭和造園である。

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、団体に対し、平成 25 年度に 165,758,000 円を指定管理料として支出している。

⑵　指定管理に関する概要

ア　施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 新宿中央公園	165,758,000 円	―	166,932,040 円	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日

イ　根拠法令等

新宿区立公園条例（昭和 50 年新宿区条例第 28 号）

ウ　主な管理業務の内容

（ア）新宿中央公園に係る公園施設の維持管理に関する業務

（イ）新宿中央公園を利用するものの利便に資する事業に関する業務

（ウ）その他新宿中央公園の管理に関し、区長が必要と認める業務

エ　主な事業実績

ちびっ子広場利用者（年間）　約 28,000 人

夏のジャブジャブ池利用者　約 5,000 人

新宿中央公園夏まつり参加者　約 1,000 人

新宿ナイアガラの滝ライトアップとキャンドルナイト来場者 約 2,000 人

新宿中央公園春まつり参加者　約 5,500 人

第２　監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

株式会社図書館流通センター

《指定管理者》

第１　監査対象の概要

１　団体の概要

株式会社図書館流通センター（以下「法人」という。）は、昭和 54 年 12 月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア　書籍及び雑誌の販売

イ　書籍の分類・整理並びに加工

ウ　図書館の管理運営業務の受託及び代行業

エ　図書館の設計・管理運営・システムに関するコンサルタント業務

２　区との関係及びその概要

⑴　区との関係

区は、法人に対し、平成 25 年度に 192,075,000 円を指定管理料として支出している。

⑵　指定管理に関する概要

ア　施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
①新宿区立鶴巻図書館	71,136,000 円	－	71,136,000 円	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
②新宿区立中町図書館	55,631,000 円	－	55,631,000 円	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
③新宿区立戸山図書館	65,308,000 円	－	65,308,000 円	平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
合計金額	192,075,000 円	－	192,075,000 円	

イ　根拠法令等

新宿区立図書館条例（昭和 44 年新宿区条例第 14 号）

ウ　主な管理業務の内容

（ア）　図書館資料の収集、整理及び保存に関すること

（イ）　図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること

（ウ）　読書相談、読書案内及び参考調査に関すること

（エ）　読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関すること
（オ）　図書館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関すること
（カ）　他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力に関すること
（キ）　図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
（ク）　その他図書館の管理に関し、新宿区教育委員会が必要と認める事業

エ　主な事業実績

各館の利用実績

	①鶴巻図書館	②中町図書館	③戸山図書館
開館日数	292 日	292 日	292 日
入館者数	114,224 人	131,436 人	149,251 人
利用登録者数	6,304 人	8,019 人	6,979 人
個人貸出冊数	174,395 冊	244,214 冊	173,344 冊
団体貸出冊数	508 冊	1,560 冊	2,173 冊
視聴覚資料貸出数	9,915 点	10,503 点	26,513 点
レファレンス	1,012 件	1,235 件	3,592 件
その他	お話会・人形劇・映画会・工作会等	お話会・人形劇・映画会・工作会等	お話会・人形劇・映画会・工作会等

第２　監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

印 刷 物 作 成 番 号
２０１４－６－５１０１

平成２６年度
財政援助団体等監査結果報告書

平成 27 年 2 月　発行　　新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町１－５－１
電話（０３）５２７３－４５７９（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

この印刷物は、業者委託により３５０部印刷製本しています。その経費として、１部あたり２３７円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。